

九州地方における 建設リサイクル推進計画 2010

平成22年5月

九州地方建設副産物対策連絡協議会

目 次

ページ

第1 基本的考え方

1. 計画の位置付け	1
2. 計画策定の背景と目的	1
3. 計画の実施主体と対象	2
4. 計画の基本的考え方	3
5. 計画期間と目標	4
6. 計画のフォローアップ	7

第2 具体的施策の概要

1. 建設リサイクル推進を支える横断的取り組み	8
2. 建設リサイクル推進にあたっての 個別課題に対する主要な取り組み	11

第1 基本的考え方

1. 計画の位置付け

本計画は、国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を内容として策定された「建設リサイクル推進計画2008」（平成20年4月）を基本として、九州地方建設副産物対策連絡協議会が実施する建設リサイクル推進に関する取り組みについて、とりまとめたものである。

2. 計画策定の背景と目的

（1）背景

天然資源が極めて少ない我が国が持続可能な発展を続けていくためには、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取り組みを充実させ、廃棄物などの循環資源が適正・有効に利用・処分される「循環型社会」を構築していくことが必要である。

これまで、「再生資源の利用の促進に関する法律」（平成3年制定）の趣旨を踏まえ、建設副産物のうち排出量・最終処分量で大きな割合を占めていたアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生土を重点対象品目とし、国はこれらの発生主体及び利用主体である公共工事を主な対象としてリサイクル原則化ルール等の規制的手法を中心とした施策を推進してきた。

また、平成12年には、「循環型社会形成推進基本法」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（通称：建設リサイクル法）」が公布され、完全施行の平成14年度以降にはコンクリート、木材、アスファルト・コンクリートを対象とする特定建設資材廃棄物の分別解体、再資源化が義務づけられた。

その結果、公共工事以外の民間工事でも特定建設資材廃棄物についてのリサイクルが促進され、建設廃棄物全体の再資源化等率は平成20年度には九州地方で93%（全国94%）にまで上昇した。

しかし、建設廃棄物の中には依然として再資源化が低い品目が残っているだけでなく、3Rの第一に掲げられる発生抑制の取り組みは緒に就いたばかりである。さらに、不法投棄の問題として、不法投棄廃棄物の約9割（平成20年度）を建設廃棄物が占めており、適正処理の更なる推進が求められている。加えて、「建設リサイクル推進計画2002」（以下、「推進計画2002」という。）で新たに示された「リサイクルの質の向上」については、まだ十分な成果が得られるには至っていないことも課題として残されている。

「第2次循環型社会形成推進基本計画」（平成20年3月25日閣議決定）では、国の取り組みの基本的方向として、

- ① 地方公共団体はじめ関係主体の連携・協働の促進を図るとともに国全体の循環型社会形成に関する取り組みを総合的に進めること。

② 従来からの国の施策の枠を超えて、より広い視野で施策の検討を行い、技術（テクノロジー）、価値観、社会システムといった政策の重要な要素を考慮しながら、規制的手法、経済的手法、自主的手法、情報的手法など、様々な政策手法を整合的に組み合わせて実施していくことの必要性。

③ 施策の進捗状況や実態を適切に評価・点検するため、物質フローや廃棄物等に関するデータの迅速かつ的確な把握、分析及び公表をいっそう推進すること。
が示されている。

これらの考え方を基本とし、リサイクルの「質」の観点の施策強化につなげていく必要がある。

以上のことから、これまでのリサイクル原則化ルールや建設リサイクル法等による規制的な手法だけでは効果が限られてくるため、これらの施策に加えて、関係者に積極的に働きかけ、国民の理解と参画のもと、市場メカニズムに基づく民間主体の創造的な取り組みを推進力とした新たな3R推進手法の構築を目指す必要がある。

（２）計画の目的

以上のような状況を鑑みて、国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を内容とする「建設リサイクル推進計画2008」（以下、「推進計画2008」という。）が策定された。

この計画は、循環型社会の構築に当たっての建設産業の責務が非常に重いとの認識のもと、建設産業が先導的に3Rを推進するための行動計画として策定されたものである。

しかし、建設リサイクルの状況は地域によって異なるため、「推進計画2008」及び平成20年度に実施した建設副産物の実態等に関する調査（以下、「建設副産物実態調査」という。）の結果を踏まえて、九州地方における目標値の設定や行動計画を加えた独自の推進計画として、「九州地方における建設リサイクル推進計画2010」（以下、「本計画」という。）を策定し、九州地方の建設リサイクルのより一層の推進を図る。

3. 計画の実施主体と対象

本計画は、九州地方建設副産物対策連絡協議会（以下、「本協議会」という。）の構成機関が実施する建設工事全体を対象としているが、民間等の建設工事についても、「理解と参画」を得て本計画が反映されることを期待している。

4. 計画の基本的考え方

(1) 関係者の意識の向上と連携強化

全産業廃棄物（全国）に占める建設廃棄物の割合は、排出量で約2割、不法投棄量で約9割を占めている。特に不法投棄については、循環型社会の構築を阻害しているだけでなく自然環境や生活環境の悪化を招き、自らが不法行為をしていなくても結果的に関与もしくは助長している者も含め、本来支払うべきコスト以上の負担を社会に転嫁している。まさに建設事業の大きな汚点として、環境部局等の規制、取締りを待つだけでなく、関係者が自らの問題として直視し根絶に向けた努力をすべき問題である。

こうした不法投棄の根絶や3Rの推進のためには、行政（建設部局、環境部局）はもとより、一般市民を含む発注者、設計者、下請け業者を含む施工者、廃棄物処理業者、資材製造者等、建設事業及び付随する物質循環に関わる全ての関係者が、循環型社会形成に向け高い意識を持ち、関係法令を遵守することのみならず、各々連携し、積極的にそれぞれの責務を果たしていくことが求められる。

(2) 持続可能な社会を実現するための他の環境政策との統合的展開

循環型社会の構築及び自然環境保全のため、新たに採取する天然資源と自然界へ排出されるものを最小化し、資源の循環的な利用が確保されることが重要である。このため建設分野においても、まず、資源投入量と最終処分量の最小化により一層努めていくべきであり、建築物や構造物の長寿命化などによる発生抑制の取り組みや他産業に由来するものも含めた再生資材の利用を推進するものとする。また、資源の有限性に鑑み、建設副産物の再資源化にあたっては、その潜在的な資源価値を最大限引き出すなど、リサイクルの質の向上に努めていく必要がある。

一方、国民の安全・安心意識の高まりを踏まえて、建設副産物に含まれる有害物質の適正処理の徹底や、再資源化により得られた物を利用する際の環境安全性を担保することにより、生活環境の保全を図るものとする。

さらに、温室効果ガス排出量の削減を図るため、リサイクルに伴う温室効果ガスの排出に十分留意するとともに、重量又は体積あたりの付加価値が低く長距離輸送になじまないという建設副産物の特性を考慮し、地域で循環可能な建設副産物はなるべく地域で循環させる、建設リサイクルに係る物流の効率化を進めるなど、地球温暖化対策へ十分配慮する必要がある。そのためには、地域の中で建設副産物の需要者と供給者のネットワークを形成し、様々な主体間のコミュニケーションを促進することで持続可能な地域社会を実現することが重要である。

（３）民間主体の創造的取り組みを軸とした建設リサイクル市場の育成と技術開発の推進

建設リサイクル市場は、国民や社会が企業（設計者・施工者・廃棄物処理業者等）努力に対して正当な評価を与える機会が少なく、いわゆる悪貨が良貨を駆逐するおそれも指摘されている。質の高いリサイクルを実施していくためには、コンプライアンス経営のもとで高い技術力を発揮できる企業の育成が重要であり、透明性の高い健全な市場の整備が不可欠である。

近年、企業の社会的責任（ＣＳＲ）に対する関心が高まりつつある中、環境への取組状況から企業を選定するエコ・ファンドが設立されるなど、環境保全への貢献を応援する金融機関や投資家が増えつつある。このような循環型社会ビジネスの発展を促すため、民間主体の創造的な取り組みの効果を「見える化」し、民間の取り組みが活かされやすい環境を構築する必要がある。

また、質の高い建設リサイクルを推進するためには、民間主体の技術開発が重要であり、これを適切に評価し利活用される仕組みを構築することで、民間の技術開発意欲を高める必要がある。なお、資材製造者は、自ら生産する資材について、現場分別や再資源化過程で考慮すべきノウハウを施工者や再資源化業者等とともに活用すること、再資源化業者は質の高い再生資材を開発し、再生資材の利用用途拡大に努めることが必要である。

さらに、こうした取り組みをはじめ、適正処理や建設リサイクルを推進するためには各分野（構造、物性、施工、解体、廃棄物処理・再生など）の技術や制度に精通した専門家が適切に関与することが重要である。特に発注者や投資家は専門知識を有していない場合が多いので、公正な評価が行えるよう、関係する企業や行政、ＮＰＯ／ＮＧＯなどの専門家が各々の立場から適切な助言や情報提供などを行うことが求められる。

５．計画期間と目標

（１）計画期間と目標年度

本計画の計画期間は、平成２２年度から平成２４年度までの３カ年とする。

また、目標年度は平成２４年度とし、第２次循環型社会形成推進基本計画で設定している目標年度（平成２７年度）との整合を図り、より進んだ建設リサイクルへの取り組みを促すため、中期的に目指すべき目標として平成２７年度についても目標値を定める。

（２）目標指標と目標値設定の基本的考え方

本計画においては、循環型社会の構築の観点から、建設廃棄物の再資源化率（排出量に対する再資源化及び再使用された量の比率）、再資源化・縮減率（排出量に対する再資源化、縮減及び再使用された量の比率。以下、「再資源化等率」という。）及び建設発生土の有効利用率（土砂利用量に対する建設発生土利用量の比率）を目標指標とした。

ここで、目標値を設定する建設廃棄物としては、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物とする。

(3) 目標値の考え方

①建設廃棄物の再資源率、再資源化等率

《a) アスファルト・コンクリート塊》

・アスファルト・コンクリート塊については、平成20年度実績の再資源化率が98.0%であり、「推進計画2008」の目標値である98%以上を達成しており、平成24・27年度ともに98%以上を目標値とする。

《b) コンクリート塊》

・コンクリート塊については、平成20年度実績の再資源化率が97.4%であるが、今後ともこの水準の維持向上が見込まれることから、平成24・27年度ともに「推進計画2008」と同様98%以上を目標値とする。

《c・d) 建設発生木材》

・建設発生木材については、建設リサイクル法の特定建設資材廃棄物が含まれる（伐木・除根材を除く。）ことから、同法第3条に基づき国が定めた「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針」（平成13年1月17日、農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号。以下、「建設リサイクル法基本方針」という。）における再資源化等に関する再資源化率の目標値（80%以上）を平成24・27年度の目標値とする。

また、再資源化・縮減率については、平成20年度実績の再資源化等率が90.2%であり、「推進計画2008」の目標値である95%以上を下回っているが、今後ともこの水準の維持向上が見込まれることから、平成24・27年度ともに「推進計画2008」同様95%以上を目標値とする。

《e) 建設汚泥》

・建設汚泥については、平成20年度実績の再資源化等率が九州地方では66.4%であり、「推進計画2008」の目標値である85%を下回っているが、再生利用用途が競合する建設発生土とあわせて総合的な利用の促進を図ることから、平成24年度の目標値を82%、平成27年度の目標値を85%とする。

《f) 建設混合廃棄物》

・建設混合廃棄物については、建設リサイクル法等による分別解体等の徹底の効果として排出量の削減が期待されること、再資源化・縮減が困難な廃棄物であること等を勘案して、目標指標としては排出量の削減率とし、平成24年度の目標値を平成20年度比-20%、平成27年度の目標値を平成20年度比-35%とする。

②建設発生土の有効利用率、再利用率

- 建設発生土の有効利用率については、「推進計画2002」及び「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」（以下、「発生土行動計画」という。）では評価対象外としていた「盛土等で利用する土砂について全て自工事内で発生する土砂を用いる工事（＝現場外からの土砂の搬入を一切行っていない工事：現場内完結利用工事）」を含めて評価することとし目標値を設定した。これは、従来は、「そもそも一つの工事の中で発生量と利用量のバランスを図ることは、工事担当者として当然すべき行為」として評価しなかったが、「発生量と利用量のバランスを図ることによって現場外からの土砂搬入量をゼロにすることは、むしろ積極的に評価すべき取り組みである」との考えによる。
- また、建設発生土については、搬出土砂が供給過多状態にあることから、他の工事現場に搬出されて利用されるもの以外の有効利用についても評価すべく、建設発生土の再利用率（建設廃棄物における再資源化率に相当する指標）に関する目標値を設定することを視野に入れて、建設発生土の搬出状況について実態把握を行うこととする。

本計画の目標

対 象 品 目		平成20年度 (実績)	平成24年度 目標	平成27年度 目標	参考：推進計画2008(目標)	
					平成24年度	平成27年度
a) アスファルト・ コンクリート塊	再資源化率	98.0%	98%以上	98%以上	98%以上	98%以上
b) コンクリート塊		97.4%	98%以上	98%以上	98%以上	98%以上
c) 建設発生木材		80.3%	80%以上	80%以上	77%以上	80%以上
d) 建設発生木材	再資源化・ 縮減率	90.2%	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上
e) 建設汚泥		66.4%	82%	85%	82%	85%
f) 建設混合 廃棄物	排出量	21 万 t	17 万 t (H20比-20%)	14 万 t (H20比-35%)	205万 t (H17比-30%)	175万 t (H17比-40%)
g) 建設廃棄 物全体	再資源化・ 縮減率	93.4%	95%	95%以上	94%	94%以上
h) 建設発生土	有効利用率	79.4%	87%	90%	87%	90%

注：各品目の目標値の定義は次のとおり

<再資源化率>

- ・アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊；（再使用量＋再生利用量）／排出量
- ・建設発生木材；（再使用量＋再生利用量＋熱回収量）／排出量

<再資源化・縮減率>

- ・建設発生木材；（再使用量＋再生利用量＋熱回収量＋焼却による減量化量）／排出量
- ・建設汚泥；（再使用量＋再生利用量＋脱水等の減量化量）／排出量

<有効利用率>

- ・建設発生土；（土砂利用量のうち土質改良を含む建設発生土利用量）／土砂利用量
ただし、利用量には現場内完結利用を含む現場内利用量を含む。

なお、これらの目標については、建設副産物実態調査の結果に基づく目標の達成状況及び社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な見直しを適宜行うものとする。

6. 計画のフォローアップ

(1) 実施方法

本計画に示した各種施策の実施状況は、本協議会においてフォローアップを行い、建設副産物実態調査を適宜実施し、本計画における数値目標の達成状況を評価する。

(2) 計画の見直し

本計画は、フォローアップの結果や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

なお、本計画のフォローアップを行うことにより建設リサイクル法の施行状況、建設リサイクル法基本方針における特定建設資材廃棄物の再資源化・縮減の目標達成状況等を確認し、必要な措置を講じるものとする。

第2 具体的施策の概要

「第1 2. 計画策定の背景と目的」に示したように、循環型社会の構築に際し建設産業が先導的にリサイクルを推進する必要があることから、「資源有効利用促進法」、「建設リサイクル法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号、以下、「廃棄物処理法」という。）に基づき建設リサイクルを強力に推進することとしている。

具体的施策については、「推進計画2008」を踏まえて、九州地方における国民の理解と参画のもと、市場メカニズムに基づく民間主体の創造的取り組みを推進力とする新たな3Rの構築が期待される施策として、「1. 建設リサイクル推進を支える横断的取り組み」と「2. 建設リサイクル推進にあたっての個別課題に対する取り組み」に区分してとりまとめた。

1. 建設リサイクル推進を支える横断的取り組み

（1）情報管理と物流管理

〔主要課題〕

建設副産物を再資源化することが技術的には可能であっても、その引取相手（製品の最終需要、製品化施設、再資源化施設）が無ければ結局は廃棄物となってしまう。また、再資源化されたものがその後実際にどのような形で利用されているのか、あるいは不適正な処理がなされているのか等、十分に実態が把握されていない。

これらの課題の解決のため、以下の施策を実施する。

〔主な取り組み〕

主な取り組み	担 当
電子マニフェスト等を活用した建設副産物物流の「見える化」の推進	公共機関

※「協議会」：協議会事務局（九州地方整備局）が主に検討・実施

※「協議会構成機関」：協議会構成機関全てが検討・実施

※「公共機関」：協議会構成の公共機関（国、県、政令市など）が検討・実施

(2) 関係者の連携強化

[主要課題]

建設工事については、発注者、資材製造者、設計者、施工者、廃棄物処理業者など関係者が非常に多岐にわたっており、さらに、建設リサイクルの取り組みは、他産業との間でも再資源化物のやりとりがなされている。しかしながら、これまでこれらの関係者の間で意思の疎通や情報交換が必ずしも十分に行われてこなかった。例えば、新築・新設の設計の際や改修工事等の際に解体時の分別解体のしやすさに対する配慮が十分でなかったり、資材特性や分別方法等資材製造者の有する専門知識が、資材の再資源化過程で十分に活用されず、建設リサイクルの推進が円滑に進まない等がその例である。

これらの課題の解決のため、以下の施策を実施する。

[主な取り組み]

主な取り組み	担 当
九州地方建設副産物対策連絡協議会の定期開催	協議会
資材製造者を交えた意見交換会の実施	協議会
各県建設業協会、解体業協会、産廃協会との意見交換の実施	協議会
建設発生土情報交換システム・建設副産物情報交換システムの導入・活用	協議会構成機関
公共工事土量調査による建設発生土等の工事間利用調整の推進	公共機関
公共工事におけるリサイクル原則化ルールの徹底	公共機関

(3) 理解と参画の推進

[主要課題]

建設リサイクルの取り組みは、社会資本整備を通じて国民生活を支える一方で、不適切な取り組みは生活環境等に深刻な影響を与えることになる。このため、建設リサイクルの推進にあたっては、取り組み状況の把握に努めるとともに、広く国民の理解と参画を求めることが重要である。

特に、適切な分別解体等、再資源化及び適正処理を実施するためには、応分の費用負担が必要となる。これらについては必ずしも生産的な内容でなく、一般市民を含む関係者の中には、なるべくコストをかけたくないとの考えから、処理内容等にこだわらないとする風潮が一部に認められる。

また、建設現場で実際に作業を行う者は、建設リサイクルについて教育を受ける機会が必ずしも十分に与えられていない場合もある。

これらの課題の解決のため、以下の施策を実施する。

[主な取り組み]

主な取り組み	担 当
建設副産物実態調査の実施による実態の把握	協議会構成機関
標識設置等による建設リサイクルへの取組状況のPR	公共機関
3R推進功労者等表彰、3Rモデル工事等の充実	協議会構成機関
建設リサイクルに関する広報活動の継続的实施	協議会構成機関
九州地方の優れた建設リサイクルの取組を表彰する制度の創設	協議会
契約時における分別解体、再資源化、適正処理等の内訳及び費用の内訳の明示	公共機関
再資源化や適正処理に必要な適正な費用負担に関する情報提供、啓発	協議会構成機関
建設リサイクル推進に関する講習会や研修の実施	協議会構成機関

(4) 建設リサイクル市場の育成

[主要課題]

リサイクル市場においては、いわゆる「悪貨が良貨を駆逐する」おそれがあることも指摘されており、建設リサイクル市場に参加する企業はコンプライアンスを徹底し、まず企業自身が、自らの企業活動の透明性を高める努力が必要である。また、これらの企業と契約を結ぼうとする主体が、コスト情報に加えて、企業の優良性に関する情報を合わせて検討することができるような環境を整えることが重要であり、その役割が行政やNPO／NGO等に求められている。

一方、リサイクル市場を構築するためには、建設副産物の発生量に見合った需要（最終需要、処理能力）が確保される必要があり、特に運搬や保管に制約がある建設副産物については、需給動向に注意が必要である。実際に再生材の供給が追いつかない地域では新材を大量に含んだものがリサイクル品として安い価格で取り扱われており、資材製造者等にしわ寄せが生じている場合がある。

これらの課題の解決のため、以下の施策を実施する。

[主な取り組み]

主な取り組み	担 当
質の高い建設リサイクルを推進している企業の情報収集と情報発信	協議会構成機関
地域内循環の基本として、地域での需給バランス均衡に関する情報収集と情報発信	協議会構成機関
総合評価落札方式や設計施工一括発注方式等の入札契約方式の活用による設計合理化や工法改善の促進	公共機関
設計段階における再生資源活用の検討	公共機関

(5) 技術開発等の推進

[主要課題]

建設リサイクルの推進において、リサイクルの質を向上させるための技術がより一層重要となってきた。例えば再資源化にあたって、CO₂の排出を抑制するなど地球温暖化対策との調和を図るための技術は積極的に開発すべきである。また、建設副産物が有する潜在的な資源価値を低コストで最大限再生利用するための技術開発や、それを誘導するための需要の拡大についても積極的に促進すべきである。

これらの課題の解決のため、以下の施策を実施する。

[主な取り組み]

主な取り組み	担 当
NETIS等の活用による民間企業の技術開発の促進と開発された技術が広く活用されるための広報	協議会
3R推進功労者等表彰、3Rモデル工事等の充実（再掲）	協議会構成機関

2. 建設リサイクル推進にあたっての個別課題に対する主要な取り組み

(1) 発生抑制について

[主要課題]

これまでの建設リサイクルの取り組みは、発生した建設副産物の再資源化等率の向上に軸足を置いた施策が中心であった。しかし、高度成長期に急ピッチに整備された社会資本が更新期を迎え、住宅や建築物についても建替時期を迎えているものもある。また一方で、新築・新設の設計の際に、施工時や将来の修繕又は解体時における廃棄物発生に対する配慮が必ずしも十分でない場合もある。このような状況を踏まえ、今後は「発生抑制」という上流段階での取り組みについて、より一層強化していく必要がある。

これらの課題の解決のため、以下の施策を実施する。

[主な取り組み]

主な取り組み	担 当
予防保全の実施等による構造物の延命化等、戦略的維持管理の実施	公共機関
官庁施設について、適正な維持保全を図ると共に、既存建築物の構造躯体などを再利用することで廃棄物の発生抑制等促進するリノベーション事業を実施	公共機関
既存ストックを有効活用したまちづくり、社会環境変化を見越したまちづくりについての啓発	公共機関

(2) 現場分別について

[主要課題]

分別解体や現場分別については、意識の低さから取り組みが十分でない場合や、非飛散性アスベスト含有建材やＣＣＡ（クロム、銅及びヒ素化合物系木材防腐剤）処理木材等他の建設副産物の再資源化に支障をきたす建設資材の現場分別が徹底されていない場合がある。

また、都市部の新築・増改築工事などでは分別スペースが十分に確保できない場合があるといった物理的な課題がある一方で、現場分別を徹底すればするほど廃棄物が小口化・多品目化され、廃棄物の収集・運搬が非効率になるという課題がある。

さらに、施工者と再資源化業者の間で情報共有する仕組みが整っていないことから、施工者の現場分別の結果が再資源化業者の受入基準に合わず、現場分別したものであっても最終処分されてしまう場合がある。あるいは、分別を建設現場で徹底するよりも、中間処理業者による分別の方が効率的な場合もある。

これらの課題の解決のため、以下の施策を実施する。

[主な取り組み]

主な取り組み	担 当
現場作業員の教育の強化	協議会構成機関
解体業界への分別解体技術の普及・教育、指導の推進	協議会構成機関
適正な分別解体の実施を確保するための現場巡回等の充実	協議会構成機関
建設リサイクル法に基づく分別解体等の実施、対象建設工事届出等の手続き等の励行、解体工事事業者の登録の徹底	協議会構成機関

(3) 再資源化・縮減について

○アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊

[主要課題]

コンクリート塊については、再資源化後の主たる利用用途である再生砕石の需給バランスが将来崩れる可能性がある。また、アスファルト塊については、今後、再リサイクルする際に技術的課題がある舗装発生材が増えてくる。

これらの課題の解決のため、以下の施策を実施する。

[主な取り組み]

主な取り組み	担 当
建設副産物実態調査の実施による再生骨材を用いたコンクリートの実態把握	協議会構成機関
再生骨材を用いたコンクリートの使用における課題の把握	協議会構成機関

○建設発生木材

[主要課題]

建設発生木材は、分別解体時の品質管理によってはマテリアルリサイクルが困難になるなど、再資源化業者の受入基準と合わず、結果的に縮減される場合がある。一方で、バイオマス・エネルギー需要の高まりから、マテリアルリサイクル可能な木材チップがサーマルリサイクルされる場合がある。

これらの課題の解決のため、以下の施策を実施する。

[主な取り組み]

主な取り組み	担 当
木材チップについてマテリアルリサイクルが優先されるよう啓発	協議会

○建設汚泥

[主要課題]

建設汚泥処理土は建設発生土と利用用途が競合するうえ、客観的性状が同様であるにも関わらず法的位置づけが異なり、再生利用が進んでいない。また、民間工事由来の建設汚泥処理土については、環境安全性等の品質を担保する仕組みがなく、公共工事での有効利用が図られていない。

一方、建設汚泥再生品（一般市販品）については品質基準がないこと等から、建設汚泥の再生利用が必ずしも十分に進んでいない。

これらの課題の解決のため、以下の施策を実施する。

[主な取り組み]

主な取り組み	担 当
建設汚泥処理土と建設発生土の総合的な有効利用	公共機関
公共工事におけるグリーン購入法調達方針に基づく建設汚泥を再生した処理土の調達推進	公共機関
建設汚泥の再生利用認定制度等の活用	協議会構成機関
「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」の普及促進	協議会

○その他の建設廃棄物、建設混合廃棄物

[主要課題]

分別解体等の結果残される建設混合廃棄物は、中間処理業者でどのように分別され、再資源化施設あるいは最終処分場へ搬出されているか、統計的に整理されていない。これらの課題の解決のため、以下の施策を実施する。

[主な取り組み]

主な取り組み	担 当
建設混合廃棄物の分別・再資源化状況、最終処分の状況の実態の把握	公共機関

○建設発生土

[主要課題]

建設発生土の需給バランスは改善傾向にあるが、依然として建設発生土搬出量は土砂利用量の2倍程度あり、供給過多の状態にある。一方で、これまで建設発生土の工事間利用を進めてきているが、工事間で工期や土質条件が合わないなどの理由から、搬入土砂利用量の2割を新材に頼っている。

また、民間工事由来の建設発生土を公共工事で有効利用することについては、調整にあたっての時間的ゆとりが十分でない中で、調整先選定にあたっての公平性の確保、環境安全性等の品質に対する信頼性の確保を図る必要がある。

さらに、自然由来の重金属等を含む土砂は、条件によっては環境汚染につながる可能性があるため、利用又は処分にあっては有害物質の拡散を防止しつつ、合理的に対策を講じることが求められる。

これらの課題の解決のため、以下の施策を実施する。

[主な取り組み]

主な取り組み	担 当
民間の改良土の活用の推進	公共機関
民間の土質改良プラントのストックヤード機能としての活用の推進	公共機関
工事発注予定の事業箇所のストックヤードとしての活用の推進	公共機関
港湾工事で発生する浚渫土砂の再資源化の促進	公共機関
公共工事土量調査の実施	公共機関

(4) 適正処理について

[主要課題]

不法投棄をはじめとする建設廃棄物の不適正処理を防ぐためには、建設廃棄物物流の「見える化」を進める必要がある。

これらの課題の解決のため、以下の施策を実施する。

[主な取り組み]

主な取り組み	担 当
公共工事における電子マニフェストの普及推進	公共機関
他機関と連携した建設業者の指導・監督体制の強化	公共機関

(5) 再使用・再生資材利用について

[主要課題]

産業廃棄物を原材料とする再生資材の利用促進にあたっては、環境安全性等の品質に対する信頼性の確保や、廃棄時の再リサイクル性についての確認が重要である。仮に、再生資材が新材に比べて品質が劣っていても、利用用途に応じて活用が可能であれば、適材適所で利用を促進すべきである。

また、再生資材であっても、再生資源が数%しか含有されていないものと100%近いものとを同列に扱っているなど、再生資材の定義があいまいである。

さらに、これまで建設資材等の再使用の概念が希薄であったため、建設資材等の再使用の可能性についても実態が把握されていない。

これらの課題の解決のため、以下の施策を実施する。

[主な取り組み]

主な取り組み	担 当
グリーン購入法の運用の徹底	公共機関